

配 付 資 料

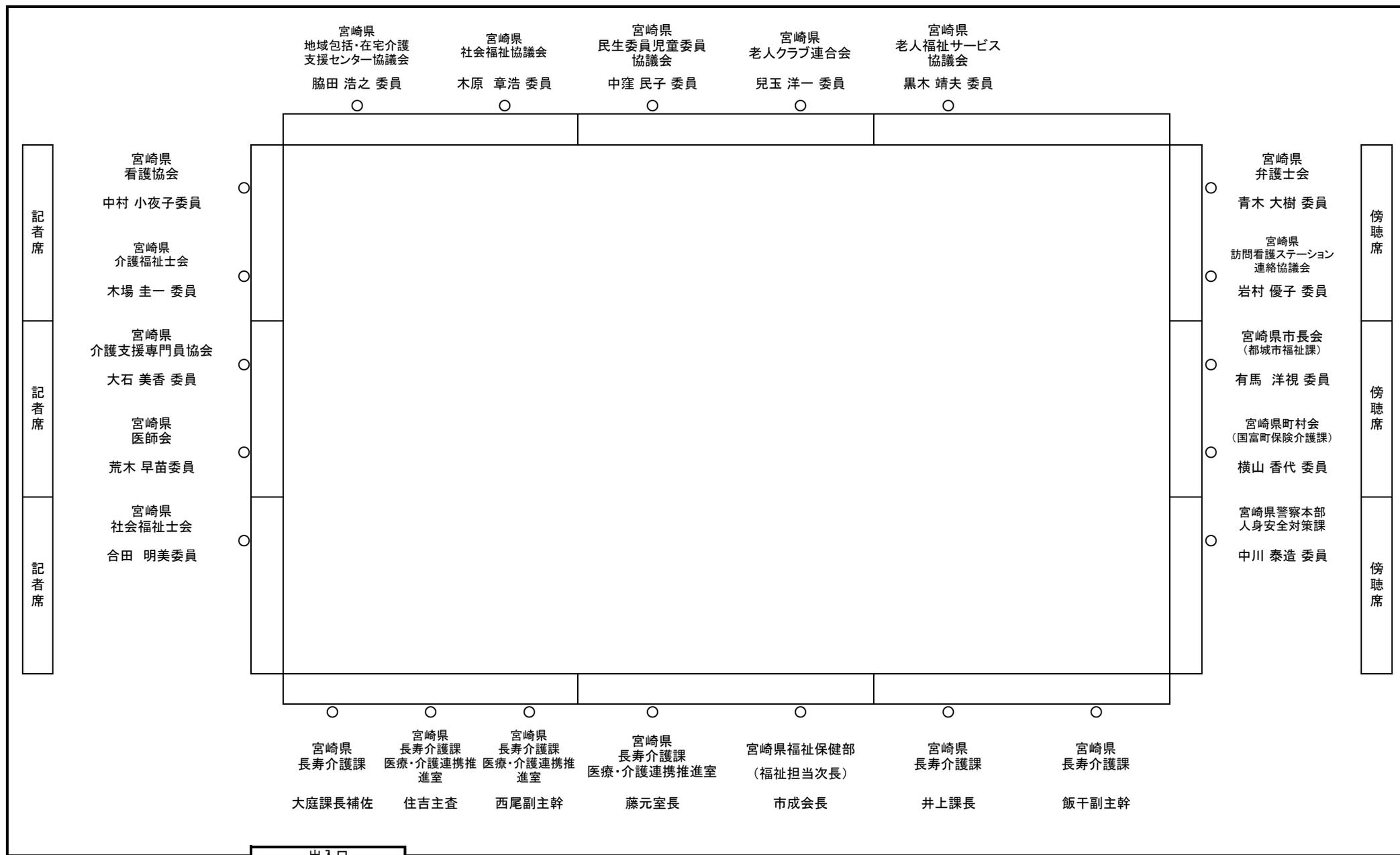
- ・ 次 第
- ・ 委員名簿
- ・ 配 席 図
- ・ 資 料 1-1 県内における高齢者虐待の状況について
- ・ 資 料 1-2 令和6年度調査結果にかかる厚労省プレスリリース
- ・ 資 料 1-3 高齢者虐待防止法の概要
- ・ 資 料 2 県における高齢者虐待防止の取組について
- ・ 資 料 3 意見交換時の協議事項
- ・ 参考資料1 「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて
- ・ 参考資料2 高齢者虐待対応フロー図(厚労省作成マニュアルより抜粋)
- ・ 参考資料3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月9日法律第124号)
- ・ 参考資料4 宮崎県高齢者虐待防止連絡会議設置要綱

宮崎県高齢者虐待防止連絡会議委員名簿

令和9年12月20日まで

団体・機関名	役職名	被推薦者氏名	出欠
宮崎県社会福祉士会	社会福祉士	ごうだ あけみ 合田 明美	
認知症の人と家族の会宮崎県支部	副代表	こだま みつよ 兒玉 美津代	欠
宮崎県医師会	常任理事	あらかき さなえ 荒木 早苗	
宮崎県介護支援専門員協会	理事	おおいし みか 大石 美香	
宮崎県介護福祉士会	会長	こぼ けいいち 木場 圭一	
宮崎県看護協会	副会長	なかむら さよこ 中村 小夜子	
宮崎県地域包括・在宅介護 支援センター協議会	副会長	わきた ひろゆき 脇田 浩之	
宮崎県社会福祉協議会 (宮崎県高齢者権利擁護支援センター)	安心生活部長 兼 権利擁護支援センター長	きはら あきひろ 木原 章浩	
宮崎県人権擁護委員連合会	高齢者・障がい者 委員会 委員長	さるわたり みきお 猿渡 三喜男	欠
宮崎県民生委員児童委員協議会	副会長	なかくぼ たみこ 中窪 民子	
宮崎県老人クラブ連合会	常務理事兼事務局長	こだま よういち 兒玉 洋一	
宮崎県老人福祉サービス協議会	理事	くろき やすお 黒木 靖夫	
宮崎県弁護士会	高齢者・障がい者権利擁護 委員会	あおき だいき 青木 大樹	
宮崎県訪問看護ステーション 連絡協議会	理事	いわむら ゆうこ 岩村 優子	
宮崎県老人保健施設協会	事務局長	のづはら まさる 野津原 勝	欠
宮崎県市長会	(都城市福祉課長)	ありま ひろみ 有馬 洋視	
宮崎県町村会	(国富町保健介護課長)	よこやま かよ 横山 香代	
宮崎県警察本部人身安全対策課	ストーカー・DV対策補佐	なかがわ たいぞう 中川 泰造	
宮崎県福祉保健部	次長(福祉担当)	いちなり のりふみ 市成 典文	

令和7年度 高齢者虐待防止連絡会議 配席図



養介護施設従事者等による虐待

○ 「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

○ 「養介護施設」とは

老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

相談・通報、虐待判断件数

○ 相談・通報件数及び虐待判断件数は増加し、過去最多。



相談・通報

- 相談・通報者の内訳は、家族・当該施設職員、管理者が多い。
- 施設・事業所のサービス種別は、（住宅型）有料老人ホームが最も多い。

相談・通報の内訳

	件数	構成割合(%)
本人による届出	1	1.8
家族・親族	10	18.2
当該施設職員	12	21.8
当該施設元職員	3	5.5
施設・事業所の管理者	10	18.2
医療機関従事者(医師含む)	2	3.6
介護支援専門員	0	0.0
介護相談員	0	0.0
地域包括支援センター職員	2	3.6
社会福祉協議会職員	2	3.6
国民健康保険団体連合会	0	0.0
都道府県から連絡	0	0.0
警察	4	7.3
その他	6	10.9
不明	3	5.5
合計	55	100.0

相談通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別

	件数	構成割合(%)
特別養護老人ホーム	3	8%
介護老人保健施設	4	10%
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0%
認知症対応型共同生活介護	2	5%
(住宅型)有料老人ホーム	22	55%
(介護付き)有料老人ホーム	2	5%
小規模多機能型居宅介護等	0	0%
軽費老人ホーム	0	0%
養護老人ホーム	0	0%
短期入所施設	0	0%
訪問介護等	0	0%
通所介護等	0	0%
居宅介護支援等	1	3%
その他(複数のサービス種別にまたがる場合) (住宅型)有料老人ホーム、訪問介護、通所介護	6	15%
合計	40	100%

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。

3

事実確認の状況

- 虐待の事実が認められた件数は、13件。
- 有料老人ホーム、特別養護老人ホームが約7割を占めた。

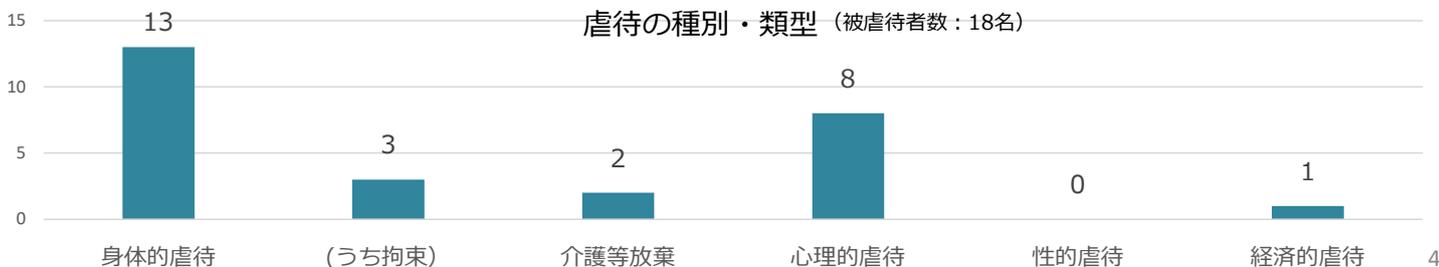
事実確認の状況

	件数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	33	80.5
事実が認められた	13	31.7
事実が認められなかった	13	31.7
判断に至らなかった	7	17.1
事実確認調査を行っていない事例	8	19.5
虐待ではなく調査不要と判断した	0	0.0
調査を予定している又は検討中の事例	5	12.2
都道府県へ調査を依頼	0	0.0
その他	3	7.3
合計	41	100

※令和6年度内に通報等を受理した事例、及び令和5年度以前に通報があったものも含むため、合計件数は令和6年度の相談・通報件数と一致しない。

虐待の事実が認められた施設事業所の状況

	件数	割合(%)
特別養護老人ホーム	3	23
介護老人保健施設	2	15
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0
認知症対応型共同生活介護	1	8
(住宅型)有料老人ホーム	5	38
(介護付き)有料老人ホーム	2	15
小規模多機能型居宅介護等	0	0
軽費老人ホーム	0	0
養護老人ホーム	0	0
短期入所施設	0	0
訪問介護等	0	0
通所介護等	0	0
居宅介護支援等	0	0
その他	0	0
合計	13	100



4

R6 虐待事例

R6	(1)	(2)	(3)	(4)
①被虐待者の状況 ・年齢、性別 ・要支援、要介護状態区分 ・認知症日常生活自立度区分	・90～94歳、男性 ・要介護5 ・自立度Ⅳ	・95～99歳、女性 ・要介護3 ・自立度Ⅲ	・85～89歳、女性 ・要介護3 ・自立度Ⅱ ・90～94歳、女性 ・要介護5 ・自立度Ⅲ	・85～89歳、女性 ・要介護2 ・認知症の有無不明
②虐待の種類	心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待	心理的虐待
③施設の種別	特別養護老人ホーム	(住宅型)有料老人ホーム	介護老人保健施設	(介護付き)有料老人ホーム
④虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)	介護職(介護福祉士以外)	介護職(介護福祉士)	介護職(介護福祉士)
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出	改善計画の提出指導	改善計画の提出	改善計画の提出指導

5

R6 虐待事例

R6	(5)	(6)	(7)	(8)
①被虐待者の状況 ・年齢、性別 ・要支援・要介護状態区分 ・認知症日常生活自立度区分	・95～99歳、女性 ・要介護4 ・自立度不明	・90～94歳、女性 ・要介護3 ・自立度Ⅳ ・85～89歳、女性 ・要介護5 ・自立度Ⅲ	・95～99歳、女性 ・要介護5 ・自立度M	・80～84歳、女性 ・要介護3 ・自立度Ⅲ
②虐待の種類	身体的虐待	心理的虐待 身体的虐待	身体的虐待	経済的虐待
③施設の種別	地域密着型特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	特別養護老人ホーム	(住宅型)有料老人ホーム
④虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)	介護職(介護福祉士)	介護職(介護福祉士)	管理職
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導

6

R6 虐待事例

R6	(9)	(10)	(11)	(12)
①被虐待者の状況 ・年齢、性別 ・要支援・要介護状態区分 ・認知症日常生活自立度区分	・85～89歳、女性 ・要介護5 ・自立度IV	・70～74歳 女性 ・要介護5 ・自立度不明	・70～74歳 女性 ・要介護2 ・100歳 女性 ・要介護4 ・80～84歳 女性 ・要介護4 ※3名とも自立度不明	・90～94歳、女性 ・要介護4 ・自立度II
②虐待の類型	身体的虐待	心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
③施設の種別	介護老人保健施設	(住宅型)有料老人ホーム	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム
④虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)	介護職	経営者・開設者	介護職
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	改善計画の提出

7

R6 虐待事例

R6	(13)
①被虐待者の状況 ・年齢、性別 ・要支援・要介護状態区分 ・認知症日常生活自立度区分	・85～89歳、女性 ・要介護1・自立度I ・80～84歳、女性 ・要介護3・自立度II ・85～89歳、女性 ・要介護2・自立度II
②虐待の類型	身体的虐待 介護等放棄 心理的虐待
③施設の種別	(住宅型)有料老人ホーム
④虐待を行った従事者の職種	管理職
⑤市町村がとった措置	対応継続中

具体的な虐待の内容

<身体的虐待>

- ・夜間、入居者が起きないように顔を押しさえ、痣ができた。
- ・手、額を叩いた。
- ・部屋の外側からの施錠。
- ・四点柵。

<介護等放棄>

- ・尿取りパットが必要な方に対して尿取りパットが使用されていない。

<心理的虐待>

- ・夜間、何度もコールを押されたことに立腹し、ベッドサイドを蹴った。
- ・暴言や威圧的に物に当たる行為。
- ・オムツ交換時に、手間がかかり、感情的に強い口調で言い返した。
- ・大声での叱責。

<経済的虐待>

- ・預かり金の金銭管理が不適切、出納簿がない。

8

施設従事者等における発生要因、虐待防止に関する取組

	発生要因	件数
4.2) 運営法人(経営層)の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	2
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	4
	経営層の現場の実態の理解不足	3
	業務環境変化への対応取組が不十分	3
	不安定な経営状態	2
4.3) 組織運営上の課題	介護方針の不適切さ	1
	高齢者へのアセスメントが不十分	1
	チームケア体制・連携体制が不十分	7
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	5
	事故や苦情対応の体制が不十分	3
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	2
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	6
	職員の指導管理体制が不十分	7
	職員研修の機会や体制が不十分	5
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	9
職員が相談できる体制が不十分	7	
4.4) 虐待を行った職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	9
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	13
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	8
	職員の業務負担の大きさ	5
	職員のストレス・感情コントロール	11
	職員の性格や資質の問題	10
	待遇への不満	3
4.5) 被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	7
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	7
	医療依存度が高い	1
	意思表示が困難	8
	職員に暴力・暴言を行う	2
	他の利用者とのトラブルが多い	5
その他	1	

【当該施設等に対する過去の指導等】

	件数
当該施設等における過去の虐待あり	0
当該施設等に対する過去の指導等あり	0

【事実確認時における当該施設の虐待防止に関する取組】

	件数
管理者の虐待防止に関する研修の受講あり	9
職員に対する虐待防止に関する研修の実施あり	11
虐待防止委員会の設置あり	11
虐待防止に関する指針の整備	11
虐待防止措置を実施するための担当者の配置	11

9

(県内における高齢者虐待の状況)

養護者による虐待

○ 「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

相談・通報件数、虐待判断件数

○ 昨年度と比較し、相談・通報件数・虐待判断件数ともに、増加した。



11

相談・通報、事実確認の状況

○ 相談・通報者は、警察が52%、介護・医療関係者が25%だった。

相談・通報者の内訳

	人数	割合(%)
介護支援専門員	59	17.2
介護保険事業所職員	18	5.2
医療機関従事者	9	2.6
近隣住民・知人	8	2.3
民生委員	8	2.3
被虐待者本人	10	2.9
家族・親族	18	5.2
虐待者自身	2	0.6
当該市町村行政職員	11	3.2
警察	182	52.9
その他	19	5.5
不明(匿名を含む)	0	0.0
合計	344	100

事実確認の状況

	件数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	331	96.5
立入調査以外の方法により調査を行った事例	327	95.3
訪問調査を行った事例	143	41.7
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	184	53.6
立入調査により調査を行った事例	4	1.2
警察が同行した事例	4	1.2
援助要請をしなかった事例	0	0.0
事実確認調査を行っていない事例	12	3.5
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	5	1.5
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	7	2.0
合計	343	100.0

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。

※その他は、自立支援センター・障害者基盤相談支援センター等

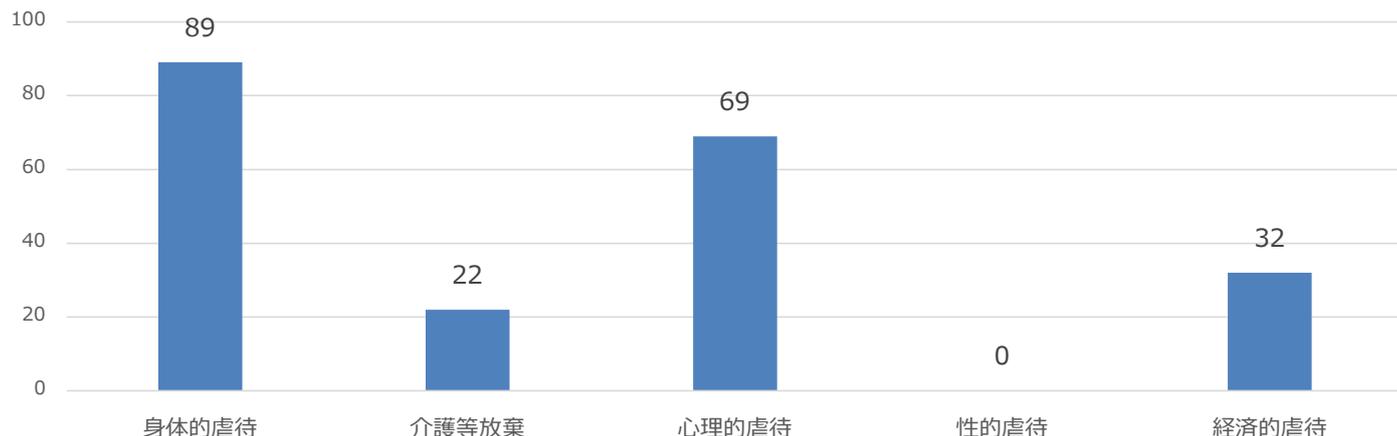
※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

12

事実確認調査の結果：虐待判断件数等、虐待の類型

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	137	41.4
虐待ではないと判断した事例	124	37.5
虐待の判断に至らなかった事例	70	21.1
合計	331	100.0

【虐待の類型（複数回答）】（被虐待者数：137名）



13

虐待事例への対応状況：分離の有無（対応内訳、分離をしていない場合の対応）

※調査対象年度以前に事実確認した事例で、対応が対象年度となった事例も含む

【分離の有無】

	(件)
分離を行った	51
分離をしていない	63
対応について検討・調整中	3
虐待判断時点で分離状態	34
その他	13

【分離による対応の内訳】 (件)

	R6
契約による介護保険サービス利用	20
やむを得ない事由等による措置	6
緊急一時保護	7
医療機関への一時入院	3
その他の住まい・施設等の利用	8
虐待者を高齢者から分離（転居等）	3
その他	4

【分離をしていない事例の対応の内訳（複数回答）】

	人数	構成割合(%)	
経過観察(見守り)	22	34.9	
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	31	49.2
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	0	0.0
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	9.5
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直	7	11.1
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	1	1.6
	その他	16	25.4
合計(累計)	83		
合計(人数)	63		

14

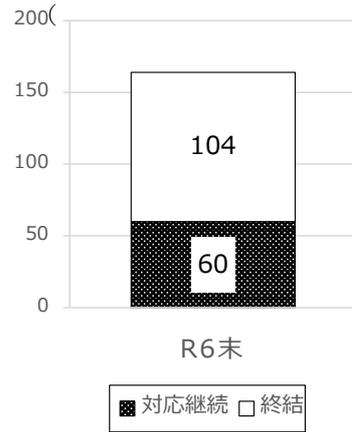
虐待事例への対応状況：成年後見制度等利用状況、養護者への支援

※調査対象年度以前に事実確認した事例で、対応が対象年度となった事例も含む

【成年後見制度、日常生活自立支援事業利用状況】

	R6
被虐待者数	164
成年後見制度	
利用手続きなし	147
利用開始済(対象年度前)	4
利用開始済(対象年度内)	7
利用手続き中	6
(内数)市町村申立あり	11
市町村申立なし	2
日常生活自立支援事業	
利用開始手続きなし	163
利用開始手続きあり	1

【調査対象年度末対時点での対応状況】



【対応継続状況】

- ・施設入所に向け対応中
- ・分離検討中
- ・虐待者の自立を調整中
- ・定期的な訪問支援継続

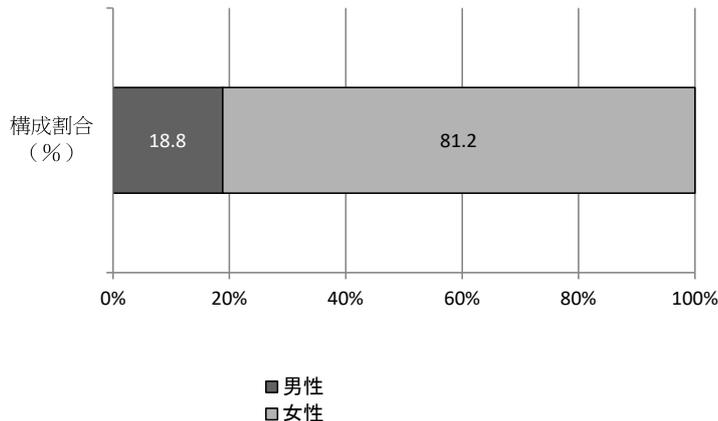
【養護者支援の取り組み内容】

取り組み内容	人数	割合(%)
a) 養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	98	59.8
b) 養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	92	56.1
c) 他部署多機関等との連携による支援チームの形成	77	47.0
d) 養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認	67	40.9
e) 養護者への相談・助言	109	66.5
f) 家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	52	31.7
g) 各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	72	43.9
h) 定期的な訪問によるモニタリング	80	48.8
i) 養護者支援の終結の判断	55	33.5
j) その他	7	4.3
合計	164	100.0

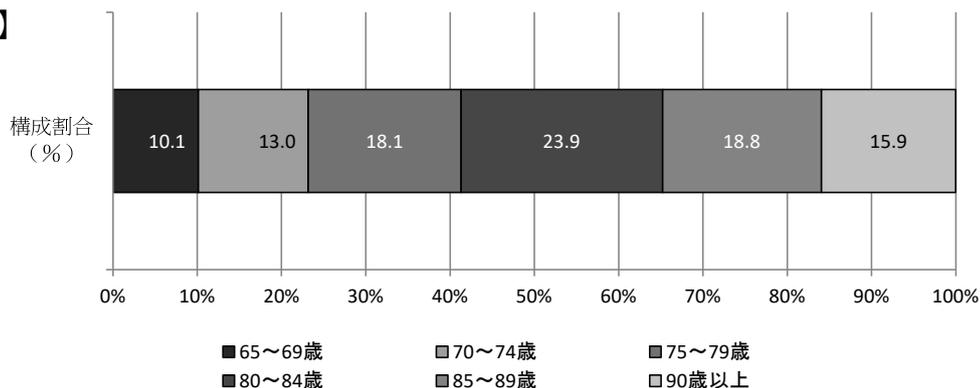
15

被虐待者の状況：被虐待者の性別、年齢

【性別】

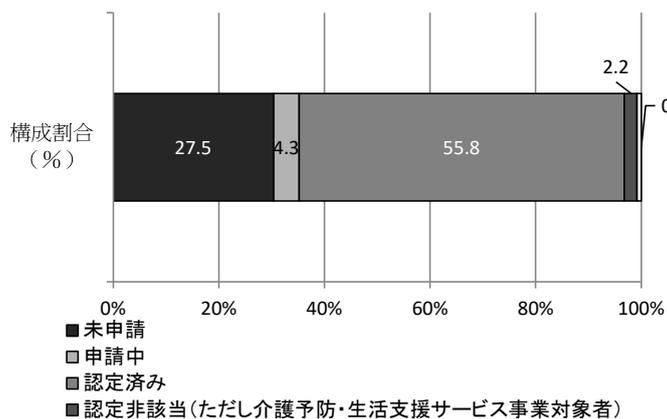


【年齢】

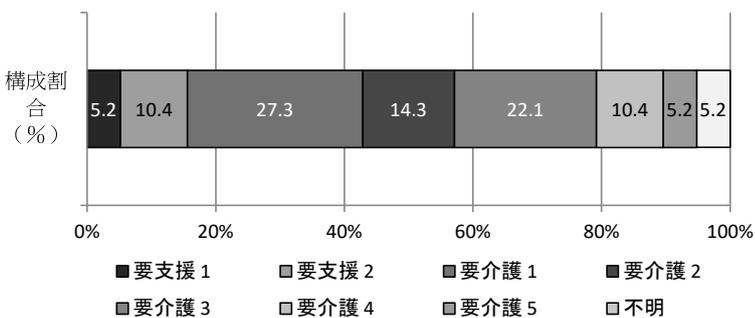


16

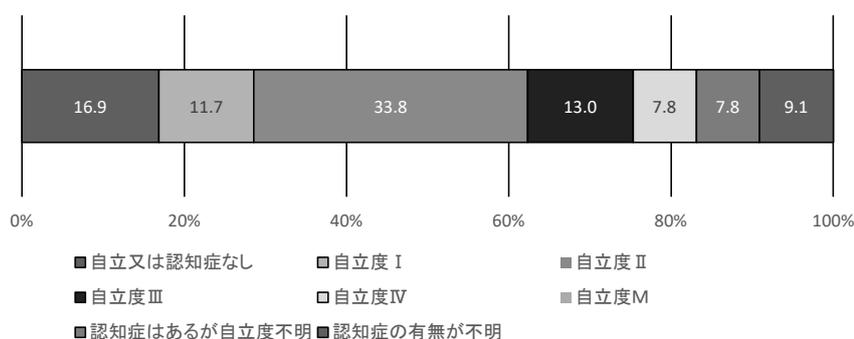
【要介護認定状況】



【要介護認定区分】

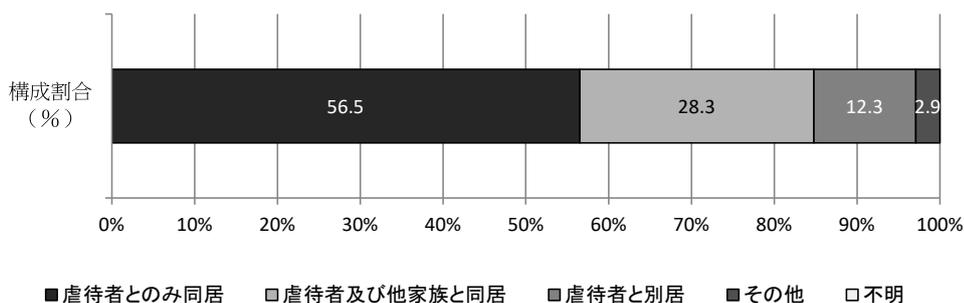


【認知症日常生活自立支援度】

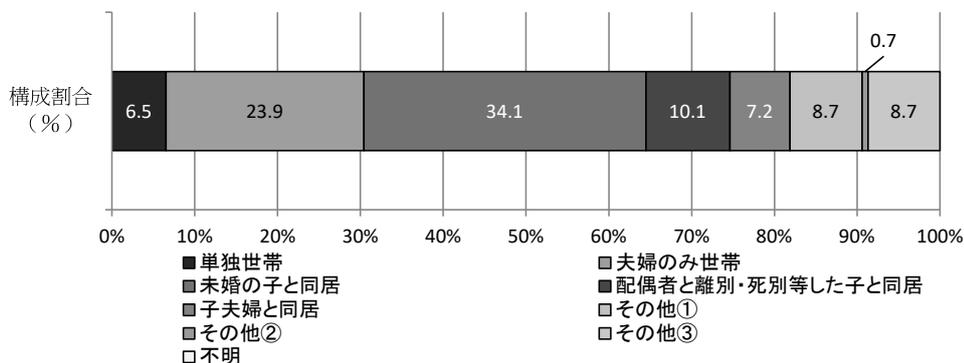


被虐待者の状況：被虐待者の世帯構成、虐待者との同居

【虐待者との同居・別居の状況】

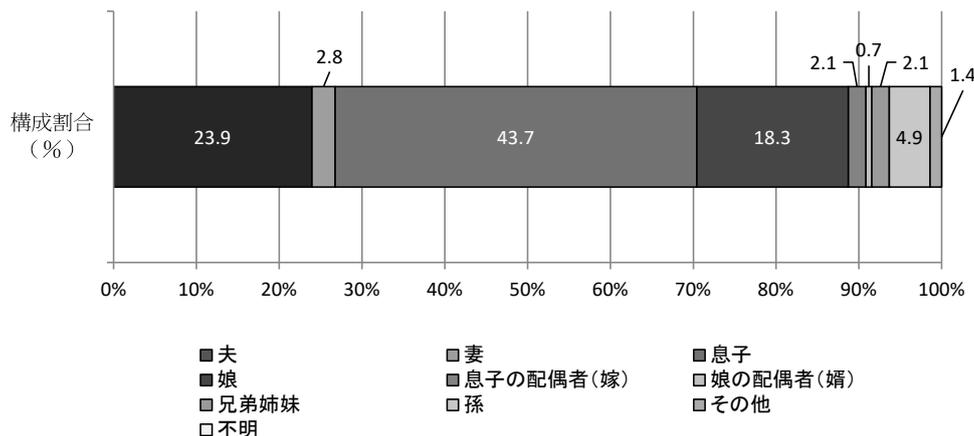


【被虐待者の世帯構成】

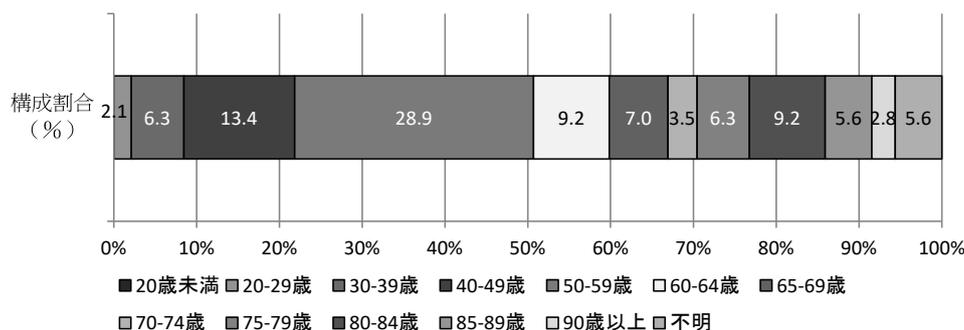


虐待者の状況：虐待者の続柄、年齢

【被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）】



【年齢】



虐待発生要因

		件数	割合(%)
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	57	41.6
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	53	38.7
	c) 孤立・補助介護者の不在等	47	34.3
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	19	13.9
	e) 知識や情報の不足	57	41.6
	f) 理解力の不足や低下	63	46.0
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	28	20.4
	h) 障害・疾病	53	38.7
	i) 障害疑い・疾病疑い	45	32.8
	j) 精神状態が安定していない	76	55.5
	k) ひきこもり	13	9.5
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	68	49.6
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	37	27.0
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがづらさ	61	44.5
	o) 飲酒の影響	27	19.7
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	19	13.9
	q) その他	4	2.9
被虐待者の状況	a) 認知症の症状	52	38.0
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	40	29.2
	c) 身体的自立度の低さ	61	44.5
	d) 排泄介助の困難さ	35	25.5
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	25	18.2
	f) 障害・疾病	40	29.2
	g) 障害疑い・疾病疑い	24	17.5
	h) その他	5	3.6
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	50	36.5
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	28	20.4
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	54	39.4
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	37	27.0
	e) その他	5	3.6
その他	a) ケアサービスの不足の問題	27	19.7
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	11	8.0
	c) その他	3	2.2

市町村体制整備状況について

市町村の概況と対応担当窓口について								
1) 市町村数	2) 人口	3) 65歳以上人口	4) 地域包括支援センター整備状況		5) 地域包括支援センターへの事務の一部又は全部の委託			
	人数	人数	a直営	b委託	a相談、指導及び助言	b通報または届出の受理	c高齢者の安全の確認、通報または届出にかかる事実確認のための措置	d養護者の負担軽減のための措置
26	1,038,500	351,595	12	58	14	12	11	10

市町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査
～対応のための体制整備について～

		実施済み	未実施		
養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	市町村数	24	2		
	構成割合(%)	92.3	7.7		
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	市町村数	22	4		
	構成割合(%)	84.6	15.4		
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	市町村数	18	8		
	構成割合(%)	69.2	30.8		
居宅介護サービス事業者へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	市町村数	19	7		
	構成割合(%)	73.1	26.9		
介護保険施設へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	市町村数	18	8		
	構成割合(%)	69.2	30.8		
養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	市町村数	22	4		
	構成割合(%)	84.6	15.4		
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	19	7		
	構成割合(%)	73.1	26.9		
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	5	21		
	構成割合(%)	19.2	80.8		
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	8	18		
	構成割合(%)	30.8	69.2		
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	26	0		
	構成割合(%)	100.0	0.0		
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	26	0		
	構成割合(%)	100.0	0.0		
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	19	7		
	構成割合(%)	73.1	26.9		
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	24	2		
	構成割合(%)	92.3	7.7		
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	24	2		
	構成割合(%)	92.3	7.7		
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	市町村数	15	11		
	構成割合(%)	57.7	42.3		
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	24	2		
	構成割合(%)	92.3	7.7		
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	24	2		
	構成割合(%)	92.3	7.7		
最終した虐待事案の事後検証について	市町村数	12	14		
	構成割合(%)	46.2	53.8		
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）	市町村数	9	17		
	構成割合(%)	34.6	65.4		
介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	市町村数	7	19		
	構成割合(%)	26.9	73.1		
指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	市町村数	16	10		
	構成割合(%)	61.5	38.5		
指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	市町村数	5	21		
	構成割合(%)	19.2	80.8		
指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	市町村数	16	10		
	構成割合(%)	61.5	38.5		
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	市町村数	19	7		
	構成割合(%)	73.1	26.9		
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	市町村数	24	2		
	構成割合(%)	92.3	7.7		
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	市町村数	17	9		
	構成割合(%)	65.4	34.6		
高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開	市町村数	2	4	8	12
	構成割合(%)	7.7	15.4	30.8	46.2

報道関係者 各位

令和 7 年 12 月 25 日
老健局高齢者支援課
課 長 濱本 健司
高齢者虐待防止対策専門官
高橋 智子
係 員 大西 一輝
(代表電話) 03(5253)1111(内線 3995)
(直通電話) 03(3595)2888

令和 6 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表します

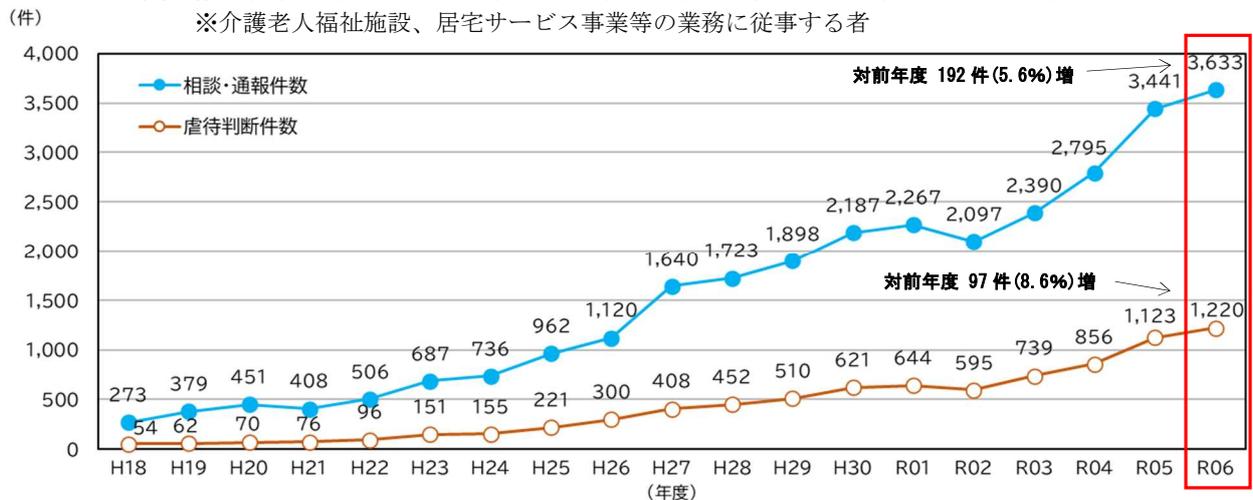
厚生労働省では、このたび、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく令和 6 年度の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、平成 18 年 4 月に施行された高齢者虐待防止法に基づき、平成 19 年度から毎年度行われており、全国の市町村及び都道府県で行われた高齢者に対する虐待への対応状況をまとめたものです。

【調査結果（相談・通報件数等）】

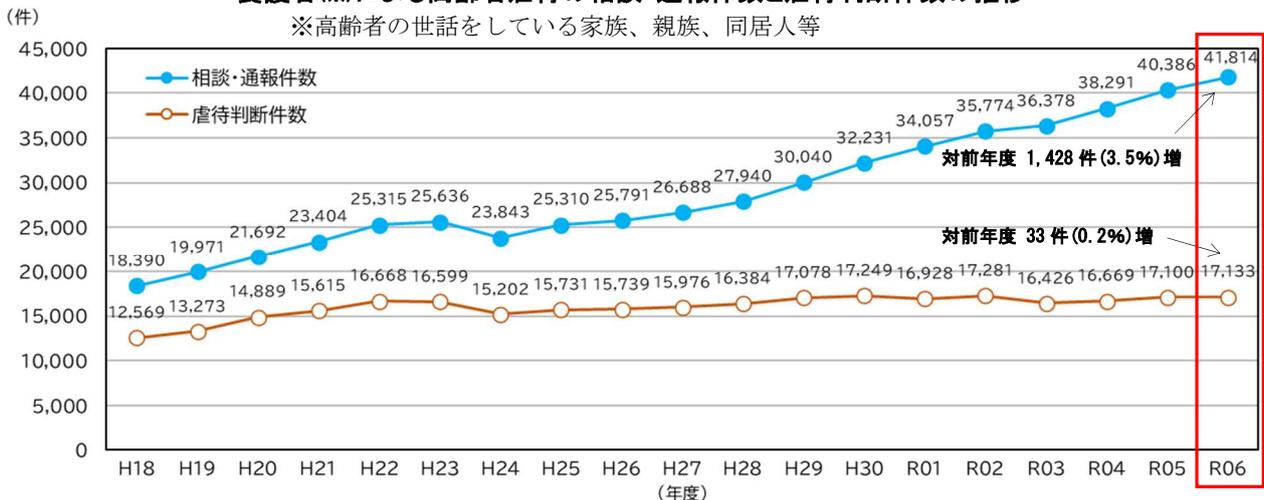
養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



【主なポイント】

■養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 相談・通報件数は、3,633件（対前年度192件(5.6%)増）。※過去最多で4年連続増加
虐待判断件数は、1,220件（対前年度97件(8.6%)増）。※過去最多で4年連続増加
- 相談・通報者の内訳は、当該施設職員（27.4%）が最も多く、当該施設管理者等（18.2%）、家族・親族（14.6%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（51.1%）が最も多く、心理的虐待（27.7%）、介護等放棄（25.7%）、経済的虐待（10.3%）、性的虐待（3.4%）の順。
- 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が（75.9%）で最も多く、次いで「職員の倫理観・理念の欠如」が（64.3%）、「職員のストレス・感情コントロール」が（62.5%）の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（28.9%）が最も多く、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）（28.4%）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（14.8%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、5件（5人）。

■養護者（※）による虐待

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 相談・通報件数は、41,814件（対前年度1,428件(3.5%)増）。※過去最多で12年連続増加
虐待判断件数は、17,133件（対前年度33件(0.2%)増）。※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察（35.6%）が最も多く、介護支援専門員（24.4%）、家族・親族（7.1%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（64.1%）が最も多く、心理的虐待（37.2%）、介護等放棄（19.7%）、経済的虐待（16.4%）、性的虐待（0.4%）の順。
- 虐待者の続柄は、息子（38.9%）が最も多く、夫（23.0%）、娘（19.3%）の順。
- 虐待の発生要因は、「被虐待者の状態」として「認知症の症状」（58.1%）が最も多く、「虐待者側の要因」として「介護疲れ・介護ストレス」（57.2%）、「理解力の不足や低下」（49.6%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、26件（26人）。

■今年度の調査結果の傾向分析

- 養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は、昨年度と比較して引き続き増加した(資料1, p2 図1)。
- 養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームが占める割合は、それぞれ3割近くであり、引き続き高い水準で推移している(資料2, p7 表15 及び p28 表15 補完参考)。
- 養護者による虐待の市町村への通報ルートとして、近年警察からの通報が増加傾向にあり、介護・医療関係者からの通報と比較しても最多となった(資料2, p12 表34 及び p33 表34 補完参考)。

■調査結果を受けた対応と今後の対応

(1) 高齢者施設等の関係団体との連携強化

- 施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、本日付で、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について(要請)」を発出し、以下の事項について改めて会員施設・事業所への周知を図るとともに、分析結果を踏まえた虐待防止措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請することとした。
 - ① 令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置等について
 - 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算していること
 - 訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けていること
 - 短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算すること 等
 - ② 有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること

(2) 調査結果の公表及び普及・啓発資料、関連通知等の発出について

- 今年度の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」において、虐待の詳細な要因分析や、虐待が再発した施設・事業所の改善計画書・改善報告書の分析を行っており、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。あわせて、報告書の内容を踏まえ、自治体向けに取組の強化を求める通知を発出予定。
- 今年度の老人保健健康増進等事業^{*1}において、虐待防止や身体的拘束等廃止等に効果的な取組例等についての施設・事業所等向けの普及・啓発資料等を作成し、年度末に厚生労働省のホームページ等にて公表予定。
- 養護者による虐待に係る警察からの通報の増加を踏まえ、市区町村における適切な対応を推進するため、警察から通報を受けた場合の市町村における取扱について、都道府県に通知^{*2}した。関連して、「高齢者虐待対応マニュアル」^{*3}に、警察から市区町村に対して通報があった際の警察との連携に係る取組例等を盛り込み、公表予定。

*1 介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業

*2 「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて、老高発 1119 第 1 号、厚生労働省老健局高齢者支援課長。

*3 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和7年3月改訂)

これらの取組を通じて、自治体・関係団体と連携し、自治体による早期発見や適切な指導を促進するとともに、高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めてまいりたい。

高齢者虐待防止法の概要

1 目的

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 定義

「高齢者」:65歳以上の者

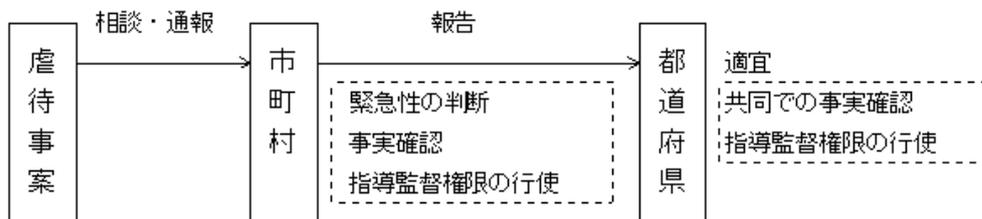
「高齢者虐待」:①養介護施設従事者等による高齢者虐待、②養護者による高齢者虐待

3 高齢者虐待の類型

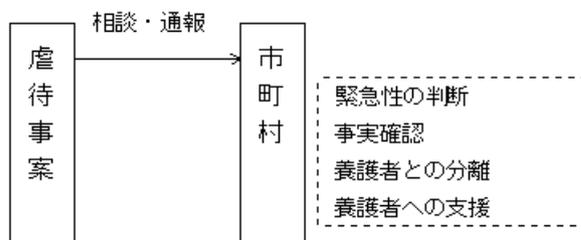
① 身体的虐待、② 介護放棄・放任(ネグレクト)、③ 心理的虐待、④ 性的虐待、⑤ 経済的虐待

4 高齢者虐待防止法等に係る具体的な対応

① 養介護施設従事者等による高齢者虐待



② 養護者による高齢者虐待



5 施行期日

平成18年4月1日

6 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査(厚生労働省調査)

(1) 調査概要

平成18年4月1日に施行された高齢者虐待防止法に基づき、全国の市町村及び全国都道府県で行われた「高齢者虐待への対応状況」について調査するもの。

(2) 調査対象

全国 1,741 市町村(特別区含む。)及び 47 都道府県

(3) 調査内容

令和6年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和5年度以前に相談・通報があり、令和6年度において事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における対応に関する体制整備の実施状況等。

県における高齢者虐待防止の取組について

1 宮崎県高齢者虐待防止連絡会議の開催

(1) 会議の設置目的

宮崎県における高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関の連携を図る。

(2) 令和6年度

開催日	令和7年1月31日（金）
開催場所	宮崎県防災庁舎5階 56号室
議 事	ア 県内における高齢者虐待の状況について イ 県における高齢者虐待防止の取組について ウ 意見交換

(3) 令和7年度

開催日	令和8年1月30日（金）
開催場所	宮崎県防災庁舎7階 75号室
議 事	ア 県内における高齢者虐待の状況について イ 県における高齢者虐待防止の取組について ウ 意見交換

2 高齢者虐待防止研修会の開催（委託事業）

(1) 事業目的

高齢者に関わる関係機関・団体の職員等を対象に、高齢者虐待防止のための資質向上を図り、高齢者虐待防止を推進することを目的とした研修会を開催する。

(2) 事業主体

宮崎県社会福祉協議会（宮崎県高齢者権利擁護支援センター）への委託により実施

(3) 令和6年度実績

① 市町村職員等に対する研修会

開催日	令和6年7月8日（月）	令和6年7月22日（月） 令和6年8月9日（金）
開催場所	県福祉総合センター	県福祉総合センター 宮崎市民プラザ
対象者	市町村職員、 地域包括支援センター職員	市町村職員、 地域包括支援センター職員
参加者数	77名	92名

研修内容	ア 県からの報告 イ 講義 「高齢者虐待防止法の理解と市町村の責務」 ウ 講義 「高齢者虐待対応と基本的な支援の視点」	講義・演習 「養護者による高齢者虐待への対応について」
------	---	--------------------------------

② 養介護施設従事者等に対する研修会

開催日	令和6年11月18日（月）	令和6年11月27日（水）
開催場所	オンライン	オンライン
対象者	養介護施設従事者等	養介護施設従事者等
参加者数	77名	74名
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義・演習「虐待防止委員会の役割」・「不適切なケア」	

(4) 令和7年度実績

① 市町村職員等に対する研修会

開催日	令和7年7月7日（月）	令和7年7月28日（月） 令和7年8月4日（月）
開催場所	県福祉総合センター	県福祉総合センター
対象者	市町村職員、 地域包括支援センター職員	市町村職員、 地域包括支援センター職員
参加者数	57名	7/28 58名 8/4 54名
研修内容	ア 県からの報告 「宮崎県の高齢者虐待の状況について」 イ 講義 「高齢者虐待防止法の理解と市町村の責務」 ウ 講義 「高齢者虐待と権利擁護」 エ 講義・演習 「初動期段階」	7月28日 講義・演習 「対応段階」「評価と終結」 8月4日 演習 「総合演習（初動期段階）」 「対応段階」

② 養介護施設従事者等に対する研修会

開催日	令和7年10月28日（火）	令和7年11月21日（金）～ 12月22日（月）
開催場所	オンライン	オンデマンド視聴
対象者	養介護施設従事者等	養介護施設従事者等
参加者数	75名	170名
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義・演習「虐待防止委員会の役割・課題・問題点等」	

3 高齢者虐待対応支援事業の実施（委託事業）

(1) 事業目的

市町村による高齢者虐待事案への適切かつ迅速な対応が図られるよう支援するとともに、市町村における高齢者虐待対応ネットワークの形成と機能強化を図る。

(2) 運営主体

宮崎県社会福祉協議会（県高齢者権利擁護支援センター）への委託により実施

(3) 事業内容

① 市町村等に対する相談対応

県高齢者権利擁護支援センターに相談員を配置し、市町村や地域包括支援センター等からの高齢者虐待に関する相談に応じる。

② 高齢者虐待対応専門職チームによる相談対応等

市町村及び地域包括支援センターからの要請に基づき、県高齢者権利擁護支援センターが必要と認める相談事例について、県弁護士会と県社会福祉士会で構成する「高齢者虐待対応専門職チーム」が助言等を行う。また、市町村等が主催する高齢者虐待に関する研修会に、講師として高齢者虐待対応専門職チームを派遣する。

③ 市町村との意見交換会の実施

市町村における高齢者虐待防止や対応の課題を確認し、今後の支援の在り方の参考とする。

(4) 事業実績

① 市町村等に対する相談対応

項目	R6年度	R7年度
市町村、地域包括支援センターからの相談	8件	14件

※令和7年度は12月末日までの実績

ア 高齢者虐待対応支援事業の活用を図るため、各市町村における虐待対応の体制等に関する相談に対応している他、市町村や地域包括支援センターの訪問も実施している。

イ 市町村、地域包括支援センター等からの相談（電話、FAX、メール等）に応じ助言を行った。

② 高齢者虐待対応専門職チームによる相談対応等

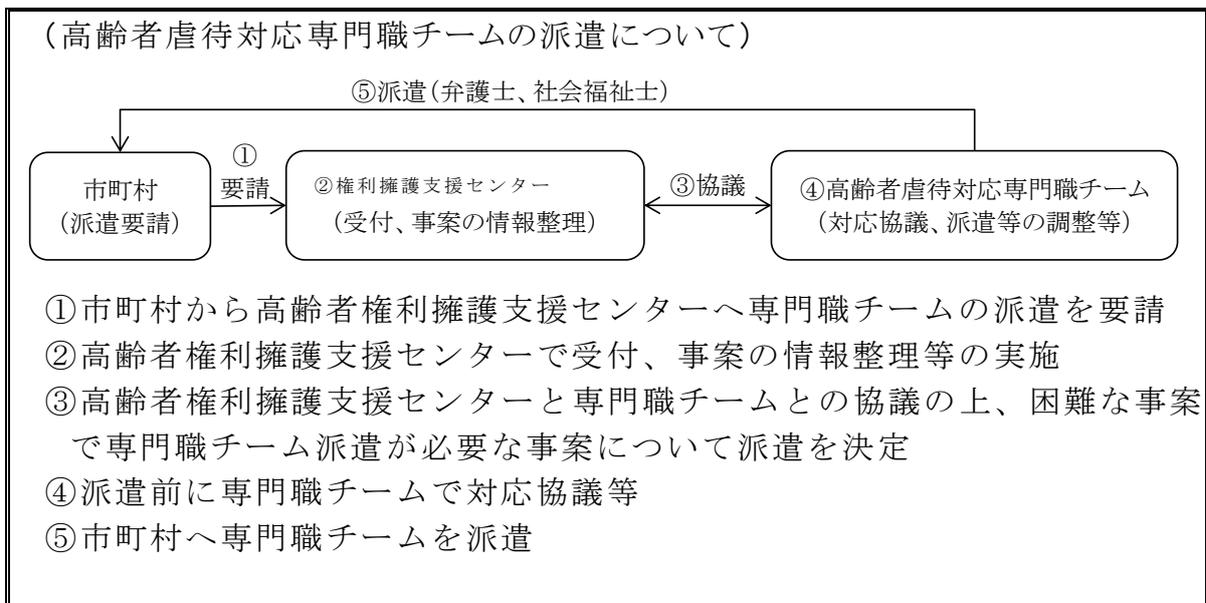
項目	R6年度	R7年度
高齢者虐待対応専門職チーム派遣	4件	1件
高齢者虐待対応専門職チームによる電話（FAX）相談	7件	3件
講師派遣	13件	11件

※令和7年度は12月末日までの実績

ア 市町村からの要請に基づき、高齢者虐待対応専門職チームをケース検討会等へ派遣した。

イ 市町村等からの相談（電話、FAX、メール等）に応じ、専門職派遣チームによる回答を行った。

ウ 市町村等が主催する高齢者虐待に関する研修会に、講師として高齢者虐待対応専門職チームの会員を派遣し、理解促進を図った。



③ 高齢者虐待対応専門職チーム活用に関する調査

市町村における高齢者虐待（疑いを含む）通報時の対応状況や困難事例への対応を把握する目的で実施。特に、虐待対応に精通した弁護士と社会福祉士で構成される虐待対応専門職チーム（以下専門職チーム）の活用状況について調査。

調査対象 26市町村

④ 市町村との意見交換会（令和7年度）

開催日	会場	参加者
令和7年12月10日	宮崎県福祉総合センター	市町村、行政直営の地域包括センター 13市町村 21名参加

4 高齢者虐待防止の啓発（委託事業）

① 出前講座の実施

高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用を図るため、広く県民に学習機会や情報を提供し、高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりを支援するため、団体・グループ等を対象に出前講座を実施した。

項目	R6年度	R7年度
高齢者虐待防止、成年後見制度の活用や手続き、セルフネグレクト等	6件 (144人)	3件 (予定)

※令和7年度については、1月から3月までの3件予定含む。

② 高齢者権利擁護の普及啓発（令和6年度及び7年度）

権利擁護の普及啓発や、学習用の資料として利用することを目的に養介護施設従事者向けのパンフレットを作成し、福祉サービス事業者へ配布。

意見(委員提出)

相談者	宮崎県訪問看護ステーション連絡協議会 岩村委員
1	<p>訪問看護は虐待対応の窓口ではない一方で、日々の訪問を通じて、現場の状況を最も把握している立場でもあると感じている。これまで、虐待が疑われるケースにおいて、市町村や地域包括支援センターと協議を重ねたことがあるが、現場に継続的に介入する立場としては、対応のスピード感に戸惑いや判断の難しさを感じた。</p> <p><u>そのような場合に、訪問看護としてどこまで関与し、どの段階で県や他機関へ相談連絡してよいのか。</u></p>
2	<p>地域で関わっていた利用者で疾病や傷の治療をしない(独居、家族もかかわれない)方に訪問する事があった。近隣トラブルで警察沙汰になり、包括・ケアマネも関わることも多く、訪問看護でも10数年関わった。(色んな他事業所の関わりも含めると25年以上)</p> <p>最終的には、精神科受診後自己虐待という病名で長期入院となり約2年が経過。このようなケースの場合も、地域の保健師・包括と連携していた。</p> <p><u>このようなケースは、他にも例があるのか、県へ報告があるのか、高齢者虐待にあたるのか対応・対処法をお聞きしたい。</u></p>
相談者	老人福祉施設サービス協議会 黒木委員
3	なぜ、虐待が起こるのか、虐待が起こる要因について